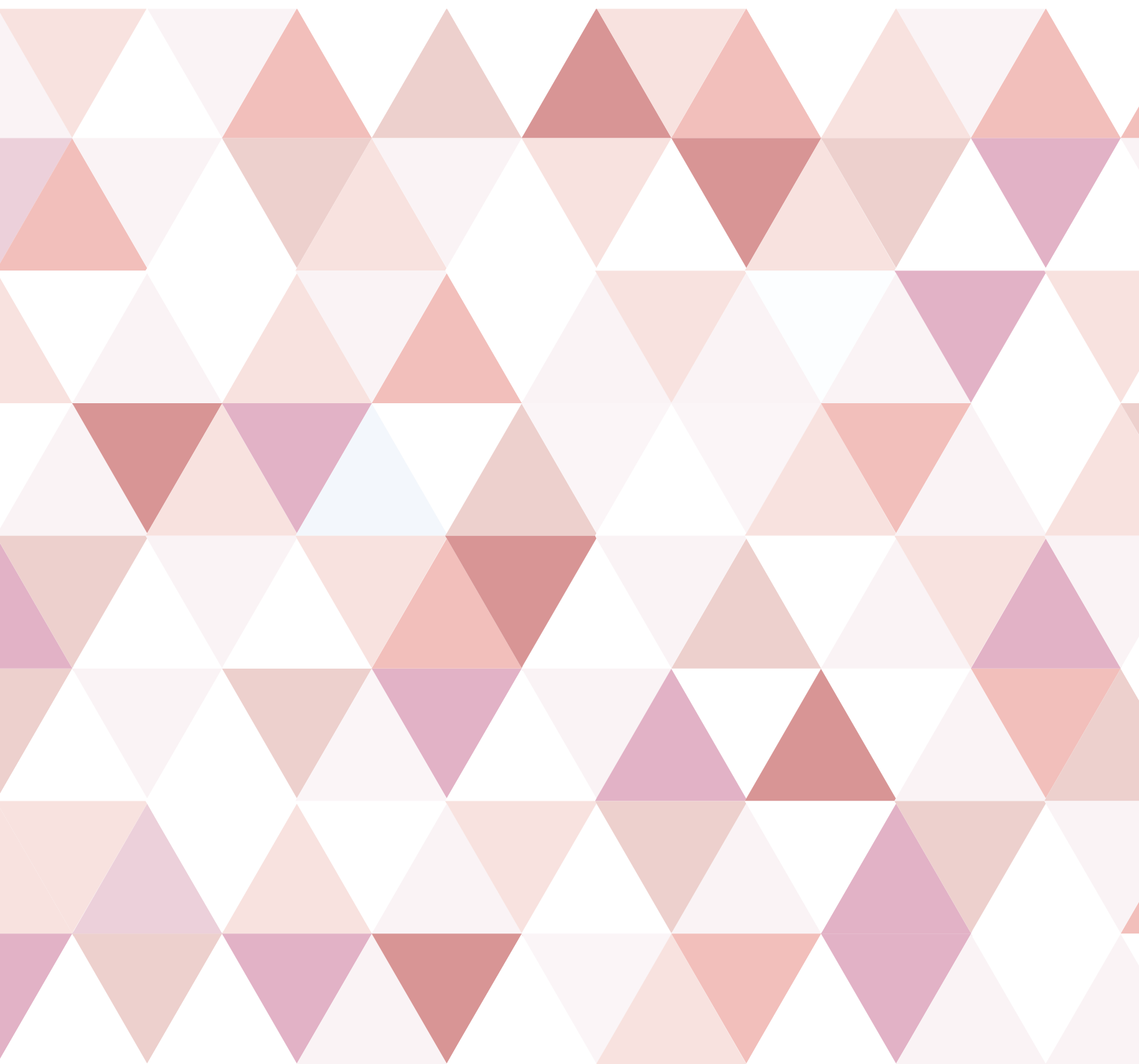


第8章 施策達成状況に関する評価方法



第8章 施策達成状況に関する評価方法

1 評価指標と評価手法の設定

1-1 評価指標の考え方

本計画に定めるまちづくりの方針の実現に向けて、今後、様々な施策を実施します。この際、施策の効果や効率性等を把握し、計画や計画に基づく施策を見直しながら、長期的な観点から施策展開を図ることが重要です。

上記を踏まえ、本計画の適切な進捗管理を行うために、まちづくりの方針や誘導方針を踏まえた評価指標を設定します。

▼ 誘導方針と評価指標の考え方

誘導方針	評価指標の考え方
誘導方針 1：誰もが快適かつ健康に暮らせる都市拠点の形成	
ゾーンの適正配置による効率的な拠点の形成	都市機能誘導区域において、都市機能が充実し、生活利便性が向上しているか。
多世代にとって便利な都市機能の集約と居住の誘導	居住誘導区域内において、人口が集積しているか。
快適で外出しやすいまちなかの形成	居住誘導区域内の低未利用地の解消が進み、快適なまちなかが形成されているか。
誘導方針 2：多様な暮らしをつなぐ公共交通ネットワークの形成	
拠点間連携を強化する地域間幹線ネットワークの形成	重要な交通拠点である鉄道駅の利便性が向上しているか。
地域ニーズに応じた細やかな公共交通ネットワークの形成	交通空白地等の公共交通が利用しづらい場所やそこに居住する市民が減少し、細やかな公共交通ネットワークが形成されているか。
誘導方針 3：安全・安心に暮らすことができる防災都市構造の形成	
安全・安心な居住地の形成	災害リスクが高い場所に住んでいる人々が移動し、安全な場所に居住しているか。
復興まちづくり計画に基づく防災都市構造の構築	災害が発生したとしても、自主的な避難や地域での協力により、人命が守られる都市構造が構築されているか。

1-2 評価指標の設定

(1) 「誘導方針1：誰もが快適かつ健康に暮らせる都市拠点の形成」に係る指標

誘導方針	誘導方針と評価指標の関係
誘導方針1：誰もが快適かつ健康に暮らせる都市拠点の形成	
ゾーンの適正配置による効率的な拠点の形成	指標：都市機能誘導区域における誘導施設の新規立地件数 ・都市機能誘導区域における誘導施設の新規立地件数を把握することで、都市機能誘導区域内及び周囲の生活利便性の向上の進捗を評価する。
多世代にとって便利な都市機能の集約と居住の誘導	指標：居住誘導区域内人口密度 ・居住誘導区域内の人口密度を把握することで、居住誘導の進捗を評価する。
快適で外出しやすいまちなかの形成	指標：宇城市空き家・空き地バンク利用登録人数 ・宇城市空き家・空き地バンク利用登録人数を把握することで、居住誘導区域内の低未利用地解消に向けた土台づくりの進捗を評価する。

▼評価指標

指標	定義	基準値	目標値
都市機能誘導区域における誘導施設の新規立地件数	都市機能誘導区域内に新たに立地した誘導施設の件数	0件 (R4)	5件 ※1 (R22)
居住誘導区域内人口密度	居住誘導区域全体の人口密度	32.9人/ha (H27)	32.9人/ha ※2 (R22)
宇城市空き家・空き地バンク利用登録人数	宇城市空き家バンク登録者数	190人 (R4)	430人 ※3 (R22)

※1 目標値は、商業・医療機能が全ての都市機能誘導区域に整備された場合で設定。

※2 居住誘導区域内人口密度を推計すると、令和22年で28.2人/haまで減少することが見込まれるため、現状の人口密度を維持。

※3 空き家バンク制度が平成20年に開設され、令和4年までに190人が登録し、年間で約13人程度登録しているため、これを参考に設定。

(2) 「誘導方針2：多様な暮らしをつなぐ公共交通ネットワークの形成」に係る指標

誘導方針	誘導方針と評価指標の関係
誘導方針2：多様な暮らしをつなぐ公共交通ネットワークの形成	
拠点間連携を強化する地域間幹線ネットワークの形成	指標：松橋駅の1日あたり乗車人員 ・松橋駅の1日あたり乗車人員を把握することで、松橋駅周辺の魅力や松橋駅を中心とした公共交通の利便性が向上しているかを評価する。
地域ニーズに応じた細やかな公共交通ネットワークの形成	指標：交通空白地居住人口割合 ・交通空白地居住人口割合を把握することで、公共交通の利便性が向上しているか及び公共交通の圏域への居住誘導が進んでいるかを評価する。

▼評価指標

指標	定義	基準値	目標値
松橋駅の1日あたり乗車人員	松橋駅の一日常りの利用者数	1,426人 (R3)	1,426人 ※1 (R22)
交通空白地居住人口割合	市全体の人口に対する交通空白地に居住している人口の割合	47.1% (H27)	40.0% ※2 (R22)

※1 減少傾向にあることから、年間利用者数を維持する場合で設定。

※2 R22年の用途地域内交通空白地居住人口分を改善とした場合の数値で設定。

(3) 「誘導方針3：安全・安心に暮らすことができる防災都市構造の形成」に係る指標

誘導方針	誘導方針と評価指標の関係
誘導方針3：安全・安心に暮らすことができる防災都市構造の形成	
安全・安心な居住地の形成	指標：災害リスクの高い場所で居住する人口割合 ・災害リスクの高い場所で居住する人口割合を把握することで、安全な場所への居住誘導が進んでいるかを評価する。
復興まちづくり計画に基づく防災都市構造の構築	指標：自主防災組織の設置数 ・自主防災組織の設置数を把握することで、地域の防災力が向上しているかを評価する。

▼評価指標

指標	定義	基準値	目標値
災害リスクの高い場所で居住する人口割合	洪水・高潮・内水・ため池・津波浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域・警戒区域内に居住する人口割合	52.4% (H27)	52.4% ※1 (R22)
自主防災組織の設置数	自主防災組織の設立数	114 (R1)	139 ※2 (R22)

※1 災害リスクの高い場所に居住する人口は、H27年で52.4%、R22年時点の推計結果では57.3%となり、居住人口の増加が見込まれるため、現状の割合を維持。(居住人口はメッシュデータより算出)

※2 第2次宇城市総合計画(基本構想・後期基本計画)に示されたR1～R6の組織設立数の目標値6組織を参考にR22年の目標値を算出。

2 計画の推進に向けて

2-1 計画の検証・実施に向けた協働のまちづくりの推進

本計画に基づき、人口減少が進展する中でも、持続可能なまちづくりを効率的、効果的に進めるためには、国・県・周辺市町などの関係機関や庁内関係各課、市民や事業者等が連携しながら、協働によるまちづくりを推進することが重要になります。

このため、多様な関係主体の意見聴取等を行うための体制の構築を図ります。

2-2 計画の見直し

本計画は、おおむね 20 年後のまちの姿を見据えた計画となりますが、この期間の中で、社会情勢やそれに伴うまちづくりに求められる取組等が変化することが想定されます。

このため、定期的に都市の現況や市民ニーズ等を把握し、本計画に定める誘導施策や防災施策などの進捗状況や評価指標の状況などと照らし合わせながら、おおむね 5 年ごとに状況把握及び評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

